

有価証券報告書の訂正報告書

(金融商品取引法第24条の2第1項に基づく報告書)

事業年度	自	平成18年4月1日
(第122期)	至	平成19年3月31日

株式会社群馬銀行

(501030)

第 122 期 (自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 19 年 3 月 31 日)

有価証券報告書の訂正報告書

本書は金融商品取引法第 24 条の 2 第 1 項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第 27 条の 30 の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成 19 年 11 月 16 日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

株式会社群馬銀行

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年11月16日

【事業年度】 第122期(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

【会社名】 株式会社 群馬銀行

【英訳名】 The Gunma Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役頭取 四 方 浩

【本店の所在の場所】 群馬県前橋市元総社町194番地

【電話番号】 前橋(027)252 - 1111(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員総合企画部長 高 井 研 一

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋二丁目3番21号
株式会社群馬銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3271 - 1801(代表)

【事務連絡者氏名】 東京事務所長 鈴 木 修 一

【縦覧に供する場所】 株式会社群馬銀行 東京支店
(東京都中央区日本橋二丁目3番21号)
株式会社群馬銀行 大宮支店
(埼玉県さいたま市大宮区大門町2丁目47番地1)
株式会社群馬銀行 宇都宮支店
(栃木県宇都宮市大通り2丁目2番1号)
株式会社群馬銀行 大阪支店
(大阪府大阪市中央区備後町四丁目1番3号)
株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 宇都宮支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者の便宜のため有価証券報告書の訂正報告書を縦覧に供するものであります。

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第122期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

3 【訂正箇所】

訂正箇所は__線で表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

（訂正前）

～ 省略

（訂正後）

～ 省略

取締役の選任の決議要件

当行は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当行は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。